

行政書士あわじ

令和6年9月号





撮影場所:東山寺



🙀 兵庫県行政書士会 淡路支部

() であいさつ

このたび兵庫県淡路県民局長に就任いたしました川井です。 どうぞよろしくお願いいたします。

兵庫県行政書士会淡路支部のみなさまにおかれましては、平素より県行政、淡路県民局事業の推進につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

淡路県民局では、今年度は、「未来をつなぐ輝く淡路島づくり」をテーマに多様な観光資源を活かした「訪れたくなる島づくり」、神戸・大阪といった大消費地に近接する優位性を生かした「島を支える産業の振興」、健康で豊かに暮らせる「すこやかに暮らせる島づくり」、淡路島の定着人口の増加を図る「住み続けたくなる島づくり」、また、「安全・安心な島づくり」に取り組んでまいります。



淡路県民局長 川井 史彦

特に防災面では、30年前の阪神淡路大震災や元日の能登半島地震のように、地震はいつ起こるかわからないなか、今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震では、淡路島が県内で最もゆれが激しく、高い津波が襲来すると想定されています。県では、津波防災インフラ整備計画に基づき、津波対策工事を実施しており、まもなく、福良港地区や阿万港地区の整備が完了します。今後も、3市と連携して減災・防災対策を推進してまいります。

また、来年には、国内では50年ぶりの国際博覧会となる大阪・関西万博が開催されます。ここ淡路島でも、淡路花博25周年記念となる「淡路花みどりフェア2025」や、ひょうごフィールドパビリオンをはじめとする様々な体験型コンテンツを楽しんでいただける「AWAJI島博」を全島で開催します。

「淡路島ならでは」の魅力を存分に堪能いただける取り組みを展開することにより、これまで以上に淡路島に大きな関心が集まり、国内外から多くの方をお迎えできるものと期待しています。

魅力ある地域づくりは、県や市などの行政機関だけではできません。地域の皆様が積極的に関わっていただく必要があります。今後とも、行政書士会の皆様には、地域と行政をつなぐ専門家として、さらなるご活躍を期待しております。

引き続き、格別のご協力・ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

() ごあいさつ



※路支部長 泰地 昭男

会員のみなさまには、日頃より行政書士会淡路支部の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和6年4月20日兵庫県行政書士会淡路支部定期総会も滞りなく終了し、 支部長2年目として、淡路支部の会務運営・事業活動に邁進していく所存でございます。

昨年度を振り返れば、実施事業もほぼコロナ前に戻り、今年度は親睦旅行として 1 泊旅行を計画しており、研修事業として、外部講師を招聘しての研修を計画しています。

無料相談会はコロナ前には2種類の相談会があり、そのうちの1種類は昨年度に続き10月1日に3士会(行政書士・司法書士会・土地家屋調査士会)合同で南あわじ市・洲本市・淡路市で開催する予定です。

また、もう1種類はコロナ後に実施されていなかった行政書士無料相談会を、 今年度11月を目途に本会と共に淡路県民局の御協力のもと、毎月実施する予 定で進めているところです。

今後ともなお一層のご支援をよろしくお願いします。

「行政書士あわじ」は県民局 1 階ロビー、農業委員会事務局等にも置いてます し、ほかにも支部ホームページにも掲載しておりますので、検索してみてください。

「兵庫県行政書士会淡路支部」検索

令和6年度淡路支部定期総会

船瀬 剛史

令和6年4月20日16時20分より、洲本市にある老舗旅館 海月館にて、令和6年度 淡路支部定期総会が開催されました。

多田耕造会員の司会のもと、宮崎正行副支部長が開会を宣言、泰地昭男支部長から開会のあいさつが行われました。

引き続き、大口晋会長より、ご祝辞を頂いた後、司会者から新たに入会した会員2人の紹介 および、新入会員の堀添英人会員から自己紹介がなされました。

また、支部会員総数49名中42名(うち委任状出席19名)の出席がある旨の報告がなされた後、議長選出に移り、濱口雄裕会員が選出されました。

議事に先立ち、再度、定足数の確認が行われ、定足数を満たし、有効に成立するとの宣言があり、議事録作成人および議事録署名人を選出、議案審議に入りました。

今回審議された議案は次の通りです。

第1号議案 令和5年度 会務及び事業報告同承認の件

第2号議案 令和5年度 会計報告・監査報告同承認の件

第3号議案 令和6年度 事業計画案 同承認の件

第4号議案 令和6年度 収支予算案 同承認の件

第5号議案 その他建議事項

第1号から第5号議案まで濱口議長の取りまとめのもと、 審議は円滑かつ迅速に進行し、すべての議案について異議な 〈承認可決されました。

最後に樋口正一副支部長の閉会宣言により、総会を終了しました。





また、そのあと来賓も交えて懇親会が開かれ、淡路島の旬の料理に舌鼓を打ちながら、会員同士交流を深めました。

令和5年度「法の日」無料相談会

船瀬 剛史

10月10日、淡路市・洲本市・南あわじ市の市役所の会議室などを利用して、「法の日」の無料相談会を実施しました。

淡路支部の相談会は、行政書士・司法書士・土地家屋調査士の3士会による合同開催です。

各士業で対応できない相談でも同じ会場に他士業の相談員がいるので、幅広い相談内容の対応が可能です。

この日の行政書士に対する相談件数は、3つの会場を合わせて15件でした。

相談内容は、南あわじ市が、遺言・相続3件と農地転用許可3件、洲本市は、遺言・相続2件、農地転用許可3件、淡路市は、遺言・相続1件と農地転用許可1件、その他の相談が2件ありました。

相談会には、例年通り、農地転用許可に関する相談が多く寄せられた他、今年は、遺言・相続に関する相談も多く寄せられました。

淡路支部では、来年以降も行政書士の専門性を生かして、市 民の皆さまの悩みを解決できる「頼れる街の法律家」として、無 料相談会を実施できるよう日々研鑚していきます。



令和5年10月21日に丹波篠山への親睦旅行を実施しました。

当日の淡路島は好天に恵まれ、爽やかな秋の空気を感じながら参加者総勢10名はバスで島を出 発しました。 明石海峡大橋を通過し、舞鶴若狭自動車道を通って休憩場所「西紀サービスエリア」 に到着。山の中だからかバスを降りると少しひんやりと感じます。そして、空は黒い雲で埋め尽くされ 明らかに一雨来そうな雰囲気です。

空模様の不安は残念ながら的中。最初の目的地「達身寺」に到着する少し前からポツポツと。到着 したころにはまとまった雨が降ってきたので、お目当てのコスモス祭りは後回しにして、先に仏像見学 に向かいました。ちょうどこのタイミングで摂丹支部の足立会員がご挨拶に来てくださり、足立会員の 詳しくて丁寧な解説を聴きながら一緒に仏像を見て回りました。達身寺には、平安・鎌倉期の木彫仏 像が80躯余りあり、展示場をゆっくりと見て回ると、この地域の歴史の深さと当時の技術の高さに加 え、これらを守り続けてきた地元の方々の想いを感じられる荘厳な雰囲気がありました。

そして、仏像見学が終わることには雨も止み、いざコスモス畑へ。もともとは紅葉を観る予定にして いたものの色づきが悪かったので、直前でコスモス鑑賞に変更しましたが、これは正解でした。赤、黄 ピンク、オレンジなどカラフルで鮮やかなコスモスが見渡す限りびっしりと咲きほこり、その間をゆっ くりと歩くだけで明るい気持ちになりました。昼食後は、丹波篠山の城下町を散策しました。ちょうど黒 枝豆の解禁時期と重なったため周辺は観光客でごった返していました。周辺の商店では店先で取れ たての枝豆を販売し、そこにソフトクリームを手にした観光客が覗き込みながらあれこれ話をしてい る様子は、淡路島とは一味違う観光地の盛り上がりを感じました。

今回は1日で秋の丹波篠山を巡りましたが、自然あり歴史ありの色々詰まった、とても充実した旅に なりました。移動中のバスの中もとても賑やかで、会員同士の交流や親睦が深まったように感じます。

日頃できない情報交換の場になる機会でもあるので、次回 以降も出来るだけ多くの方にご参加いただけることを願って います。

最後になりましたが、差し入れをもって訪ねてくださった摂 丹支部の足立会員と今回の旅行の企画から携わっていただい た旅行会社様に感謝申し上げます。





法の日の無料相談会 10月1日は、法の日です。

私たち行政書士は、司法書士会、土地家屋調査士会と合同で、毎年10月に淡路 島内三市において無料相談会を行っています。(予約不要)

開催日	開催時間	開催場所		
令和6年10月1日(火)	0.00 10.00	南あわじ市役所第2別館3階 多目的ホール		
	9:00~12:00 (受付11:30まで)	淡路市防災あんしんセンター2階 多目的ホール		
		洲本市役所本庁舎4階 会議室		



問い合わせ先

3 0799-23-0086

(法の日無料相談担当 船越健司)

会社経営者や個人事業主の皆ざまへい

私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類(契約書や議事録等)や、許認可 に関する書類(許可申請書や変更届等)の作成をする専門家です。

また、書類を官公署(市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等)に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、 医療法人、社会福祉法人、学校法人、組 合等といった法人の設立手続とその代理 (登記申請手続を除く)を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

契 約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を 行う場面があります。その際、多くの場 合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる法的なトラブルの予防のためのサポートを行います。

重 営について相談したい

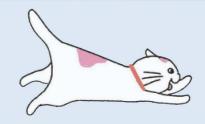
行政書士は法人の設立だけでなく、設立 後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。 経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。

行政書士が行う主な 中小企業支援 には、 次のようなものがあります。

- ●事業計画支援
- ●事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- ●経営革新支援、地域資源活用支援
- ●農業経営改善支援、農商工連携支援
- ●ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- ●エコアクション21認証・登録支援
- ●プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。



建 設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営 む場合は、都道府県知事、または国土交通 大臣の許可が必要です。

行政書十は、建設業許可の要否や、許可 条件を満たしているか否かを調査・判断し、 必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、公共事業の入札に参加 するには、経 営事項審査申請や、入札参加資格登録の申 請等、煩雑な手続が必要となりますが、それ らの手続についても、代理することができま す。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中 でも、建設業許可申請は、今も昔も、行政 書士の代表的な業務の一つです。



福 祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支 援事業などの 福祉サービス事業 を始めるに あたり、各自治体では、様々な基準が設けら れています。

行政書士は、これらの基準をクリアするた めに必要な書類作成や手続を代理します。

| 計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きち んとした会計記帳が必要です。しかし、毎日 記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、決 算書、財務諸表などの作成 を行います (税 務申告業務は除く)。行政書士に依頼するこ とで、記帳業務に追われることなく、本来の 業務に専念することができます。

運 送業を始めたい

トラック等を使う貨物運送業 や タクシー 事業(旅客運送業)を始めるには、運輸 局の許可が必要ですが、それには様々な 要件があるだけでなく、多くの複雑な申 請書を作成し担当窓口へ提出しなければ なりません。行政書士は運送事業の申請 代理を行うほか、開業にあたってのアドバ イスやサポートまで行います。



| 可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県 や市町村等、行政の許可や認可が必要 な場合があります。

許認可の種類には、次のようなものが あります。

〔廃棄物に関する許認可〕

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- ●一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・ 破砕業許可 など

〔不動産に関する許認可〕

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- ●解体工事業登録 など

(リサイクルに関する許認可)

- ●古物営業許可
- ●金属くず商許可 など

これらは、数ある許認可のうちの一部 に過ぎません。行政書士が扱うことので きる許認可に関する書類は、一万種類を 超えると言われています。

官公署に提出する申請書類の作成を業 として行うのは行政書士だけです。

著 作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で 自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の 取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関 する権利関係を公示したい場合は、文化庁による 著作権の登録制度を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行い ます。また、著作権契約その他著作権に関する相 談を受け付けています。

外国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請 手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人も しくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなけ ればなりません。しかし、一定の研修を受けた行 政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請 書等を提出することが認められた行政書士である 「申請取次行政書士」に依頼すれば、申請人は 入国管理局への出頭が免除されるので、仕事や 学業に専念することが可能です。専門知識を有す る申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な 雇用をサポートいたします。

艮 泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保 健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満た しているかどうかの確認を受けたのち、営業許可 申請や届け出等の手続が必要になります。

また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセ ンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察 署への 風俗営業許可申請 等の手続が必要になり ます。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて 必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知的資産経営について 相談したい

「知的資産経営」とは、企業の経営 理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、 顧客とのネットワーク、ブランド等と いった、財務データには表れない資産 (知的資産) のうち、自社の競争力 の源泉となっているものを見える化= 魅せる化することにより、ステークホ ルダー(顧客・取引先・金融機関等) からの支持や評価を得て、事業の発展 に役立てる経営のことをいいます。

知的資産経営の成果をまとめた「知 的資産経営報告書しを作成し、開示・ 公表することは、経済産業省により推 奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導 入と知的資産経営報告書の作成をサ ポートします。



補 助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・ 小規模事業者向けの各種補助金制度 が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアド バイザーとしての役割を担う行政書士 も増えており、発展や持続化を目指す 中小企業・小規模事業者のサポート を行っています。



兵庫県行政書士会の ホームページもみてね!

行政書士に聞いてみよう!!



法律を専門とする国家資格者の中でも、特にはば広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法 務サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権 利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

「まごころ」を花言葉に持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中 で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

遺 言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する 「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公 正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘 密証書遺言」があります。遺言書には 法律 で決められた効力があり、遺留分減殺請求 権など相続人の権利も配慮して作成すべき 場合があります。行政書士は、依頼に基づき、 公正証書遺言の原案作成、証人の就任等に よって遺言者の支援を行います。



相 続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、 原則として相続人全員が書類により合意し た文書に基づき、手続が進められます。行 政書士は、依頼に基づき、遺産分割協議 書・財産目録・相続関係説明図といった 必要書類を作成し、またそのために必要と なる様々な調査も行います。(不動産登記 関係書類、税務関係書類、法的紛争が発 生している場合の書類を除きます)



□ 際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚 し、適法に日本で在留する為には、 婚姻手続に加えて、「日本人の配偶 者等」や「永住者の配偶者等」の在留 資格 が必要となります。このように、 外国人が日本国内において在留を希 望する場合、活動内容もしくは身分 関係によって在留資格が必要で、 様々の種類の資格とそれに応じた要 件があります。

行政書士は、外国人の在留やその 他日本で適法に活動するために必要 な申請手続について、お手伝いいた します。なお、入国管理局への取次 は、申請取次行政書士が行います。

| 本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「帰化許可 申請」が必要です。帰化許可申請には、一定の 要件を満たしていることが必要で、在留資格や家 族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作 成書類が異なります。また、日本で永住を希望す る場合には、入国管理局で永住許可申請をしま すが、この申請でも在留資格や在留状況等によっ て異なる様々な要件があり、それに応じた証明書 類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や

永住に関すること、また、渉外手 続(国際結婚や離婚、相続、養子 縁組等)について、専門知識で外 国人の方のお手伝いをいたします。



住まなくなった 家 を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法 等によって当事者が守るべき事柄が定めら れています。また、大きな財産である土地 や建物を他人に貸そうとするときは、トラブ ルを予防するためにも、書面による契約を 結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的ト ラブル防止のお手伝いをするほか、トラブ ルを解決したときに取り交わす協議書や示 談書等の書類の作成も行います。

自 動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越ししたり、車の所有 者が変わったりして、自動車の新規登録や 住所変更、名義変更の申請をする時に自動 車保管場所証明書(車庫証明)の申請を する必要があります。解体などで廃車にす る場合も抹消登録の手続が必要です。

行政書士は、このような自動車登録に関 する申請や車庫証明、その他自動車に関す る申請手続を行います。

こんなことでお悩みの方、ADR を利用してみませんか?

子どもが自転車に乗って… >

お店の看板にぶつかってしまい、 弁償を求められました。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで 大家さんともめています。



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので、 治療代を払ってほしいんです。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を 理解してもらえません。

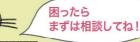


ADR(裁判外紛争解決手続)は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないト ラブル解決の「助っ人」です。

行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝い をいたします。

- 1 自転車事故に関する紛争
- ②愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争
- ❸居住用賃貸物件に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争
- 4 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫(法務大臣認証番号:第111号) 電話:078-371-8823



困ったときは、お近くの行政書士にご相談ください。

身近に行政書士がいない場合は、兵庫県行政書士会の事務局へ お気軽にお電話ください。(電話:078-371-6361)



兵庫県行政書士会淡路支部会員名簿

(令和6年8月31日現在49名)

	氏 名	事務所所在地		電話番号
	^{あきやま} たいけい 秋 山 泰 慶	〒 656−1522	淡路市下河合622番地1	070-8349-1761
	いしがみ あきら 石 上 昭	〒656-2131	淡路市志筑 386 番地 3	0799-62-1581
	いづつ ょしのぶ 井 筒 好 信	〒656-2132	淡路市志筑新島 6 番地 22	0799-62-4681
	岩井	〒656-1501	淡路市尾崎 846 番地 4	0799-85-1765
	かわばた ひでき 川 端 英 樹	〒656-2131	淡路市志筑3111番地67	0799-62-3206
	*************************************	〒656-2223	淡路市生穂 1718 番地 3	050-5373-1678
	くらもと みつお 倉 本 光 夫	〒 656-1511	淡路市郡家 1328 番地 9	0799-70-4081
	小谷五治	〒656-1724	淡路市野島平林98番地	0799-70-4565
	さくらい ともや 桜 井 智 也	〒656-1721	淡路市野島蟇浦127番地4	090-5046-9217
淡	ehoo tasa 三 野 陽 生	〒 656-1711	淡路市富島 1146 番地	0799-82-2279
路市	たかたに みきて 髙 谷 美喜子	〒656-2212	淡路市佐野 1334 番地 1	090-3873-0725
	*** c) ぞ う	〒656-2322	淡路市白山 279 番地	0799-74-3422
	たむら いくお 田 村 伊久男	〒656-1602	淡路市育波 276 番地 40	0799-84-1988
	どうまん やすひで 道 満 保 秀	〒656-2131	淡路市志筑 2649 番地 5	0799-62-4035
	*************************************	〒656-1721	淡路市野島蟇浦 501 番地 6	0799-70-7283
	はまぐち たけひろ 濱 ロ 雄 裕	〒656-2131	淡路市志筑 1392 番地 1 岡野ビル 2 階	0799-62-5829
	*************************************	〒656-1541	淡路市柳澤甲7番地	080-6116-3409
	soft to the total terms of the	〒656-2144	淡路市下司 1218 番地 4	0799-70-7263
	*************************************	〒656-2334	淡路市釜口 627 番地 4	0799-74-6048
	森野弘樹	〒 656-2305	淡路市浦 718 番地 5	080-3841-6521
	やまぐち まさし 山口目志	〒656-2401	淡路市岩屋 524 番地 2	0799-72-5230
	nstř 5ゅういち 今 田 忠 一	〒656-0053	洲本市上物部 452 番地	0799-22-4999
洲	*************************************	〒656-0101	洲本市納 321 番地 8	0799-22-2304
本	*************************************	〒656-0014	洲本市桑間 192 番地 崎野ハイツ 302 号	0799-22-3202
市	たきおか みつと 瀧 岡 光 子	〒 656-1311	洲本市五色町鮎原葛尾 147 番地	0799-32-1641
	titt Lifta 武田 茂	〒656-0021	洲本市塩屋1丁目1番17号	0799-25-3230

	氏 名		電話番号	
	たにもり こういち 谷 守 弘 一	〒656-0012	洲本市宇山1丁目1番20号	0799-24-3110
	てらおか かつみ 寺 岡 克 己	〒656-0012	洲本市宇山3丁目8番19号	0799-22-3031
	^{どい} 土 井 久美子	〒656-0051	洲本市物部1丁目18番40号	0799-24-0640
	^{なかむら} つよし 中 村 豪	〒656-0021	洲本市塩屋2丁目6番 17号 洲浜ビル2階	0799-23-1770
	東山勝彦	〒656-0025	洲本市本町1丁目6番28号	0799-22-1174
洲	^{ひぐち} しょういち 樋 口 正 一	〒656-0012	洲本市宇山1丁目2番24号	0799-22-2874
本	^{ひろせ まさゆき} 廣 瀬 政 行	〒656-1301	洲本市五色町都志 382 番地 1 五色センタープラザ1階	0799-33-0217
市	sac l けんじ 船 越 健 司	〒656-0024	洲本市山手2丁目1番58号	0799-23-0086
	船瀬剛史	〒656-0026	洲本市栄町3丁目1番25号	090-1158-5114
	tolk 松 下 明	〒656-1344	洲本市五色町鳥飼浦 724 番地	0799-34-0832
	^{みゃと} ゆろし 都 博 志	〒656-2541	洲本市由良2丁目1番1号	0799-27-0766
	* j) kn li	〒656-0013	洲本市下加茂 1 丁目 2 番 26 号	0799-25-6185
	やまもと ひろむ 山 本 弘	〒656-0025	洲本市本町 3 丁目 3 番 14 号	0799-25-2626
	* ^{* (の} かずき 男 一 喜	〒656-0424	南あわじ市榎列西川 172 番地	0799-42-5355
	*************************************	〒656-0511	南あわじ市賀集八幡南186番地4	0799-52-3711
	tith throof 田畑尊靖	〒656-0542	南あわじ市阿万吹上町52番地1	090-7105-1631
	中尾美和	〒656-0661	南あわじ市阿那賀1524番地1	0799-20-1197
南	はまぐち とおる 濱 口 徹	〒656-0425	南あわじ市榎列小榎列199番地1	0799-42-6373
あわ	まきた ひでと 牧 田 英 人	〒656-0502	南あわじ市福良乙97番地 1	0799-53-6327
じ	三木秋穂	〒656-0341	南あわじ市津井1711番地	050-5235-9002
市	g 崎 宏 明	〒656-0436	南あわじ市八木新庄 77番地	0799-42-5968
	^{みゃざき まさゆき} 宮 崎 正 行	〒656-0122	南あわじ市広田広田 143番地5	0799-20-4647
	やすだ ともたか 安 田 知 孝	〒656-0455	南あわじ市神代國衙1300番地1 三栄ビル 203	0799-43-3115

~ ~ 行政書士倫理綱領 ~ ~

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の 繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1. 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2. 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3. 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4. 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5. 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。



※ //

令和6年度兵庫県行政書士会淡路支部および兵庫県行政書士会(本会)役職

支部長	副支部長	副支部長	理事会計	理事総務	理事研修	理事企画	理事業務
泰地昭男	樋口正一	宮崎正行	宮崎正行	多田耕造	三木秋穂	船越健司	安田知孝
理事広報	理事非行政	理事綱紀	理事福祉	理事会員	理事幹事	監事	監事
川端英樹	濱口雄裕	濱口雄裕	田畑尊靖	船瀬剛史	船瀬剛史	瀧岡光子	大住勝宏
本会理事	本会綱紀委員	本会選挙管理委員	本会通信員				
宮崎正行	瀧岡光子	田畑尊靖	船瀬剛史				

「行政書士あわじ」令和6年9月号

■ 発行人 / 泰地 昭男

- 編集委員/川端 英樹
- 発行者 / 兵庫県行政書士会 淡路支部 〒656-0511 兵庫県南あわじ市賀集八幡南186番地4 TEL: 0799-52-3711 FAX: 0799-52-3712



兵庫県行政書士会 淡路支部

http://awaji.hyogokai.or.jp/

兵庫県行政書士会 淡路支部





Facebookもチェック (https://www.facebook.com/awaji.hyogokai